

**第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)
第4期(案)**

**2026(令和8)年3月
岐阜県**

目 次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	管理が行われるべき区域	1
4	計画策定の目的及び背景	1
	(1) 目的	1
	(2) 背景	1
5	現状	2
	(1) 分布状況	2
	(2) 生息状況	4
	(3) 捕獲状況	6
	(4) 被害状況	6
6	これまでの取組と評価	12
	(1) これまでの取組	12
	(2) 評価と課題	12
7	管理の基本的な考え方	13
8	管理の目標	13
	(1) 生息密度の適正管理	13
	(2) 農林業被害等の軽減	13
	(3) 森林下層植生衰退の進行防止	13
9	目標を達成するための施策	14
	(1) 個体数の管理	14
	(2) 被害防除	16
	(3) 生息地管理	16
	(4) 担い手の育成・確保	17
10	その他管理のために必要な事項	18
	(1) モニタリング等の調査研究	18
	(2) 計画の実施体制	18
	(3) 研究機関との連携	21

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*) (以下「シカ」という。)

2 計画の期間

2026(令和 8)年 4 月 1 日から 2031(令和 13)年 3 月 31 日まで

3 管理が行われるべき区域

岐阜県全域

4 計画策定の目的及び背景

(1) 目的

シカについて、科学的かつ計画的な管理を実施することで、適正な個体数及び生息域で維持するとともに、農林業被害や森林生態系被害等を減少させることによって、人とシカとの軋轢を軽減することを目的とする。

(2) 背景

当県の里山林は、薪炭林利用、食料生産を中心に、古くから人間の経済活動が盛んであったことから、集落と野生鳥獣の行動圏を隔てる緩衝帯(バッファゾーン)としての役割を果たしていたものと考えられている。今日、薪炭利用の衰退や耕作放棄地の増加により、シカが集落や農地のすぐ傍らまで出て来やすい環境となった。また、1994(平成 6)年ころまでシカの保護政策が取られていた結果、急激に個体数を増やし、農林業被害等が大きな問題となるまでになった。

シカの個体数増加は、農林業被害のみならず、下層植生の食害により森林生態系や生物多様性に大きな影響を与えている。また、鉄道や自動車との衝突事故などの被害も問題となっており、人との軋轢が強まっている。

こうしたことから、県は生物多様性の保全、農林業被害の軽減を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、2011(平成 23)年 3 月に岐阜県ニホンジカ保護管理計画第 1 期を策定し、その後 2012(平成 24)年 8 月に第 1 回変更、2015(平成 27)年 3 月に第 2 回変更、同年 5 月に、第二種特定鳥獣管理計画第 1 期を策定した(2015(平成 27)年 5 月 29 日の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)の改正施行に伴い、第二種特定鳥獣管理計画とした。)。そして、2016(平成 28)年 3 月に第二種特定鳥獣管理計画第 2 期を策定、2021(令和 3)年 3 月に第二種特定鳥獣管理計画第 3 期を策定し、個体数調整、生息環境管理、被害防除対策及びモニタリングを実施してきた。これまでの取組により県全体での個体数は減少傾向にあるが、依然として植生回復には至っておらず、農林業被害等も継続している。また、県西部では、ニホンジカの生息密度の上昇等が顕著に見られ、植生への影響も深刻である。こうした状況に対応するため、第 3 期計画に続き、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)第 4 期(以下「計画」という。)を策定する。

5 現状

(1) 分布状況

市街地を除くほぼ全域に分布している(図1)。

シカの分布域は、年を経るにつれて、東濃や飛騨東部にも分布がみられるようになり、現在はほぼ県全域に分布している状況である。

分布域の拡大は、気候変動等による積雪量や積雪期間の減少のほか、人口減少や離農など人間活動の縮小が一因として考えられる。

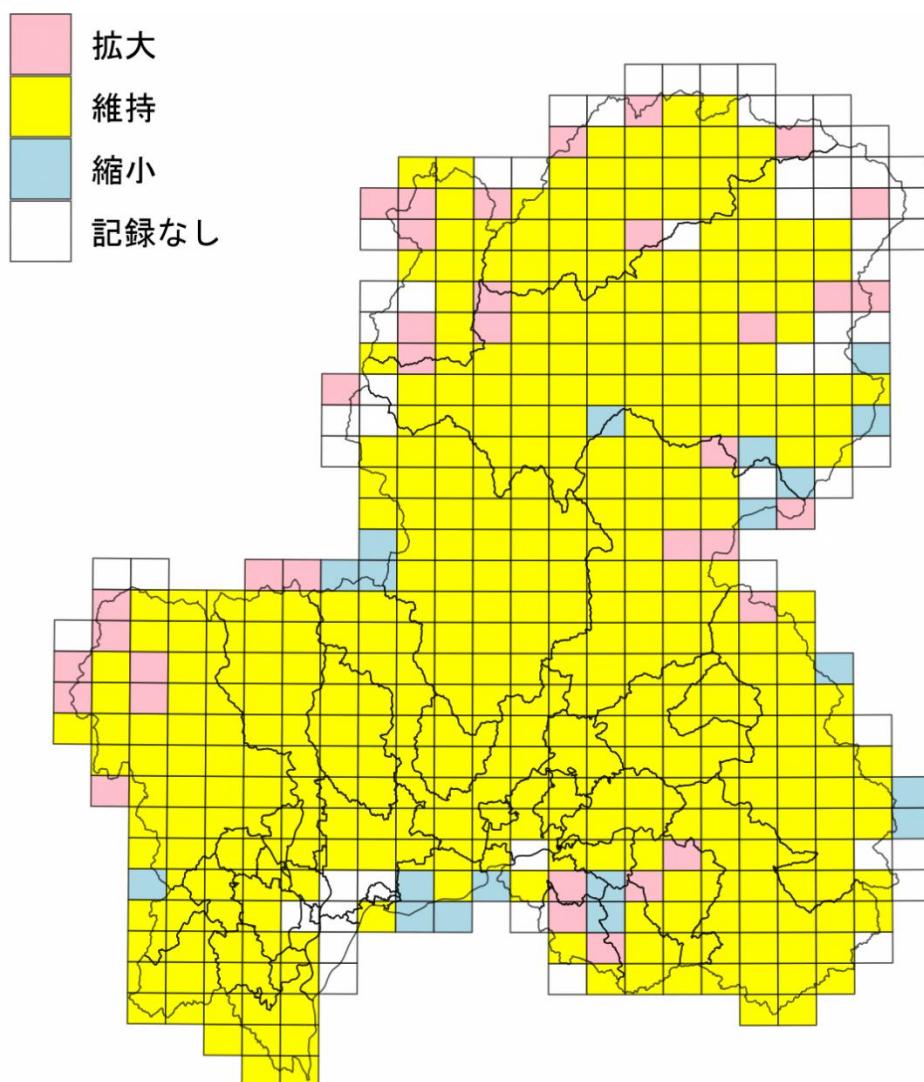


図1 シカの分布記録図(2016(平成 28)年度から 2020(令和 2)年度と、2021(令和 3)年度から 2024(令和 6)年度の記録を比較

また、県と岐阜大学が共同設置している岐阜県野生動物管理推進センターが行った県内の森林の 100 地点に設置した自動撮影カメラによる調査(野生動物広域カメラモニタリング(WiLCaM)^{*)}によると、西濃や、高山市と郡上市の境、高山市と下呂市の境付近を中心に、県西部の撮影頻度が高い状況となっている(図 2)。

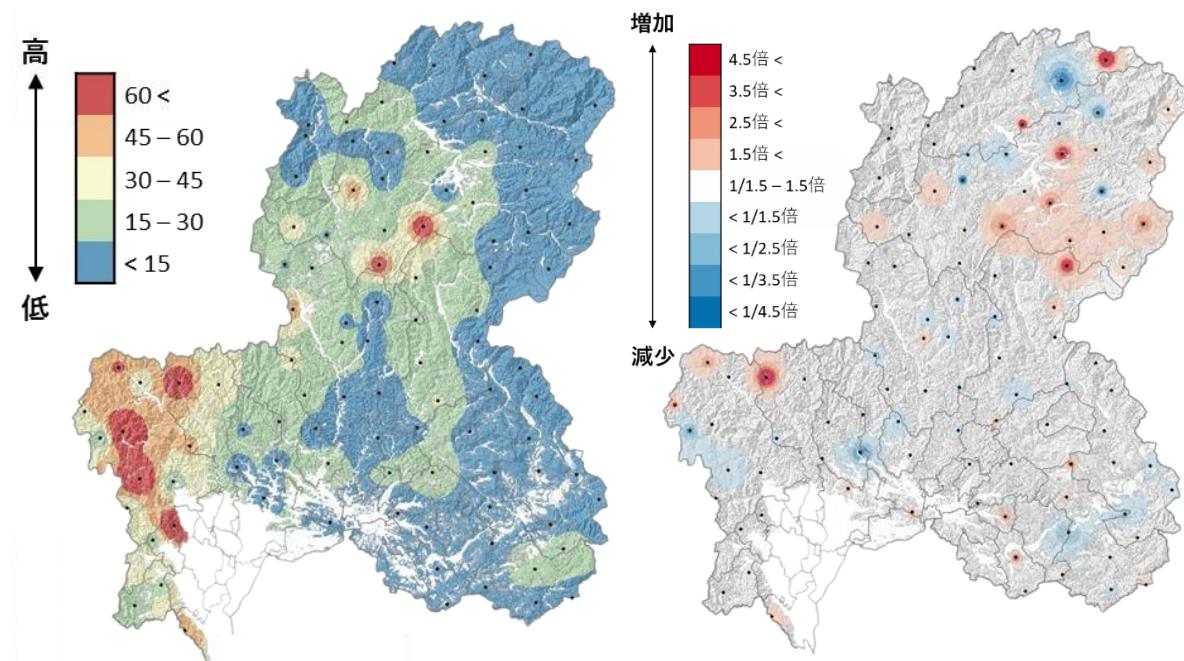


図 2 左：野生動物広域カメラモニタリング(WiLCaM)によるシカの撮影頻度分布
(2024(令和 6)年度)
右：2023(令和 5)年度から 2024(令和 6)年度の撮影頻度分布の増減

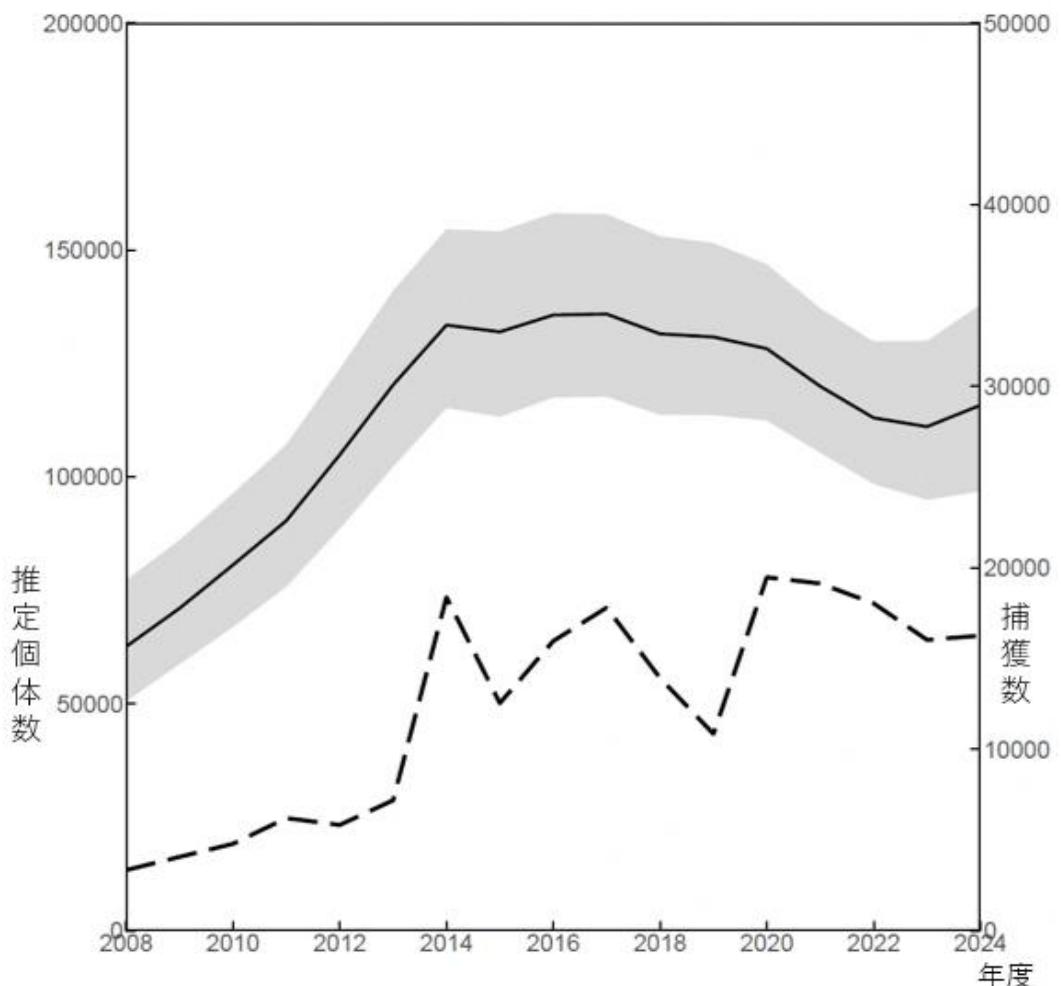
^{*)} 野生動物広域カメラモニタリング(WiLCaM)

県内 100 地点に自動撮影カメラを設置し、撮影頻度等のデータ分析により、「シカ」「イノシシ」等の大型哺乳類及び中型哺乳類の県下での分布状況や相対密度を明らかにする調査。

(2) 生息状況

① 個体数の推定

生息密度指標や捕獲状況等を基に、個体数を推定するためのシミュレーションをしたところ、岐阜県全体での個体数は、2024(令和 6)年度で約 115,766 頭(中央値)と推定された(図 3)。推定個体数は、増加傾向から横ばいに転じているが、依然として高い水準である。



② 推定生息密度の推移

2008(平成 20)から 2024(令和 6)年度までにおける県全体のシカ推定生息密度の推移は、図 4 のとおりである。県西部は、2016(平成 28)年度より低下傾向ではあるが、未だ著しく高い生息密度である。捕獲数は増加しているが、個体数の減少に繋がっていないと思われる。また、県中部は、2010 年代は高い生息密度にあったが、その後、捕獲等の効果によって生息密度は低下してきたと推測される。県東部は、これまで他の地域と比べると高い生息密度ではなかったが、やや高い生息密度の地域がみられてきたため、注意が必要な状況である。そして、県北部は、近年シカの分布が拡大した地域があり、生息密度が高くなっていると思われる。特に中部と隣接する地域は、今後の動向に注意が必要である。

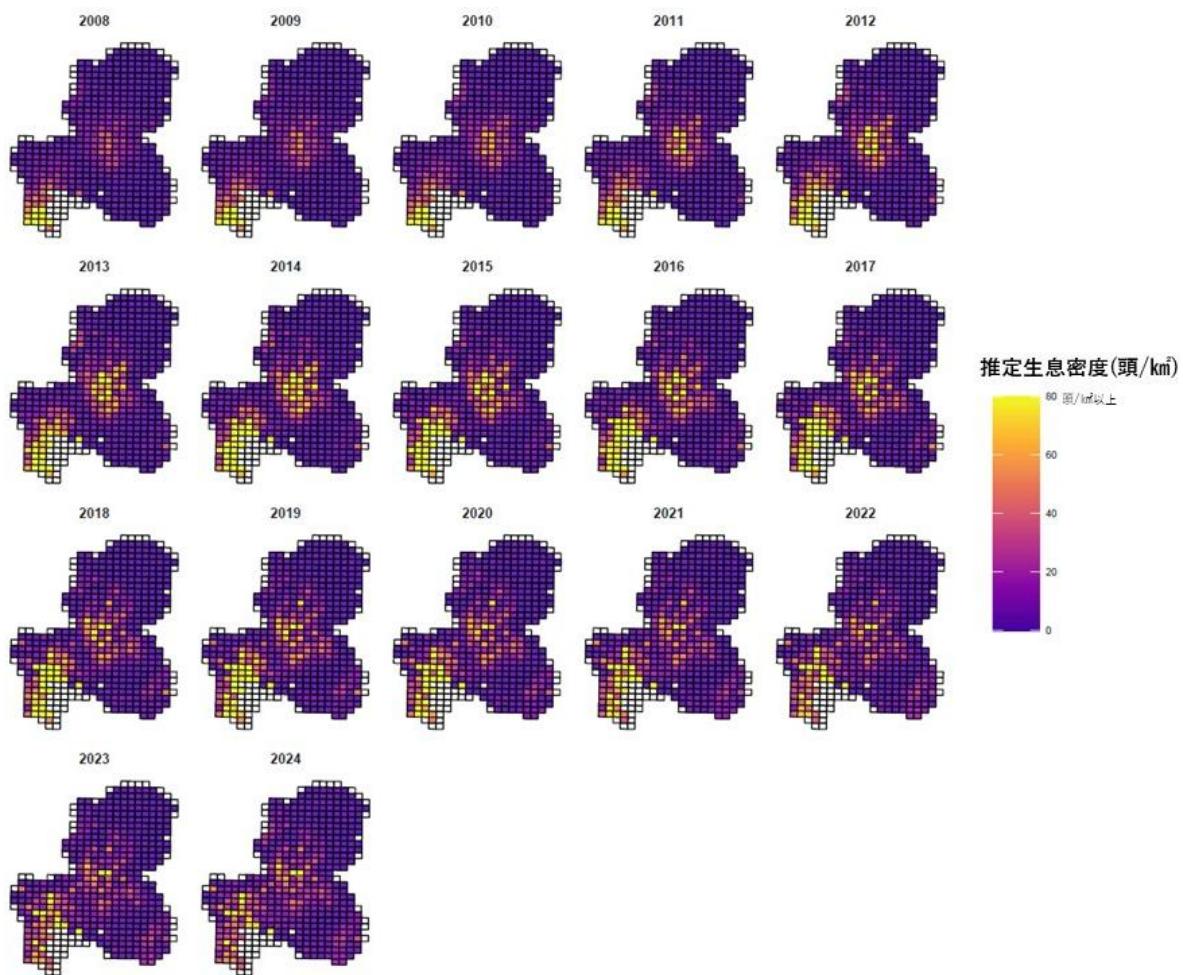


図 4 県全体のシカ推定生息密度の推移マップ(2008(平成 20)～2024(令和 6)年度)

※上限は 80 頭/km²以上

(3) 捕獲状況

被害防止捕獲に対する支援制度や個体数調整等によって、2020(令和2)年度には過去最高の20,310頭(オス9,459頭、メス10,142頭、不明709頭)を捕獲した。直近の2024(令和6)年度は、17,249頭(オス7,674頭、メス8,926頭、不明649頭)を捕獲した(図5)。

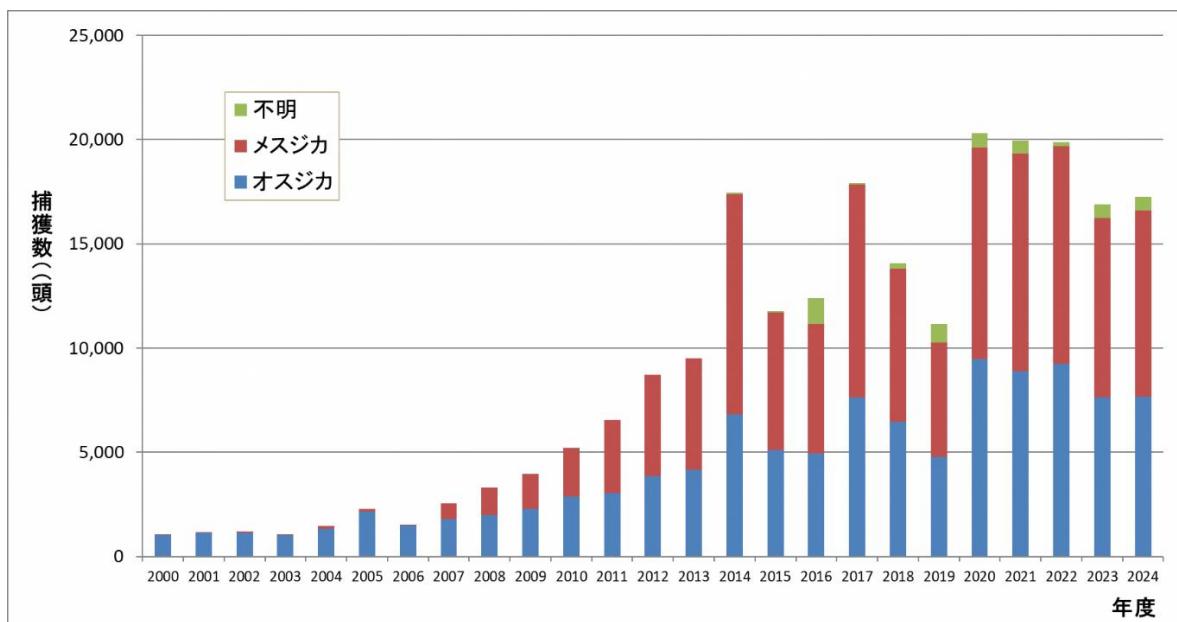


図5 シカ捕獲数の推移(オス・メス別)(2000(平成12)年度～2024(令和6)年度)

(4) 被害状況

① 農林業被害

シカによる農業被害について、農業被害金額(林業被害金額は未集計)は、2013(平成25)年度に最大(105,142千円)となり、その後、2018(平成30)年度に26,802千円まで減少したが、2024(令和6)年度は60,699千円と再び増加傾向にある(図6)。

被害面積は、2019(令和元)年度の33.28haから、2024(令和6)年度85.84haと増加。飼料作物、水稻、麦類に多く被害が発生している。

農業被害金額の圏域別割合は、2015(平成27)年度までは西濃圏域が約50%となっていたが、その後、2020(令和2)年度までは中濃圏域が、2023(令和5)年度までは岐阜圏域が最も高かった。2024(令和6)年度は東濃圏域が、約31%とかなり高い割合であった(図7)。

なお、被害を受けた作物によって被害金額は変わるために、被害を受けた面積と金額の推移は一致しない。

林業被害については、被害面積(実損面積)は2019(令和元)年度の9.46haから2023(令和5)年度に120.49haと増加したが、2024(令和6)年度は30.19haと減少した(図8)。

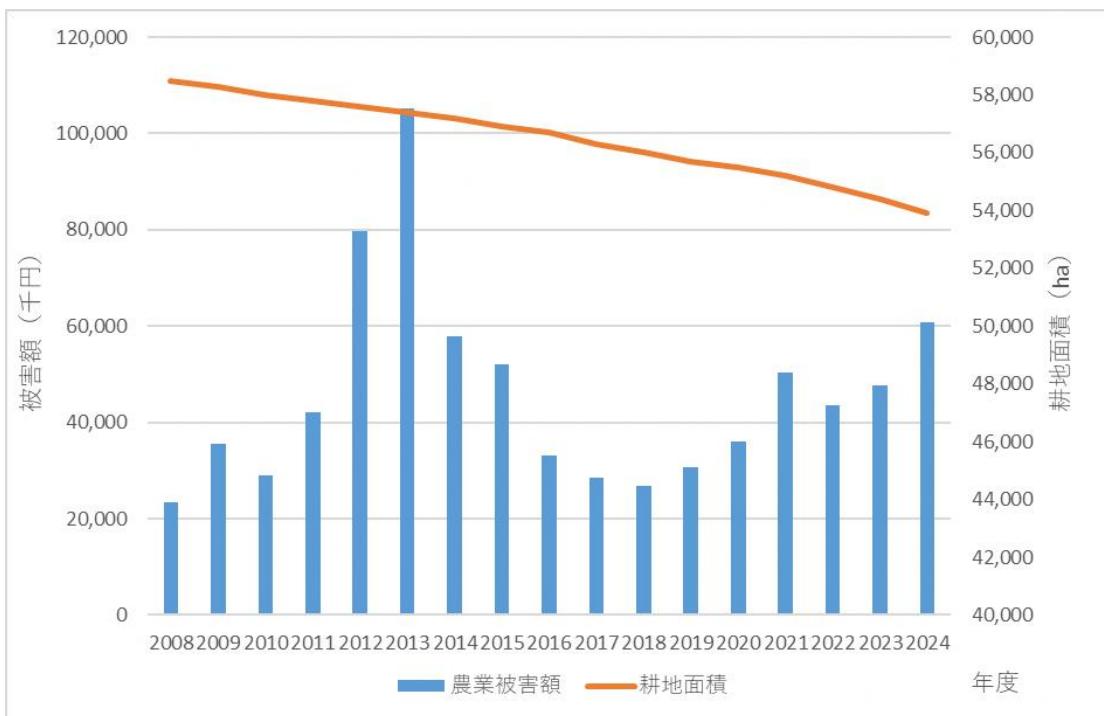


図 6 農業被害金額の推移(2008(平成 20)～2024(令和 6)年度)

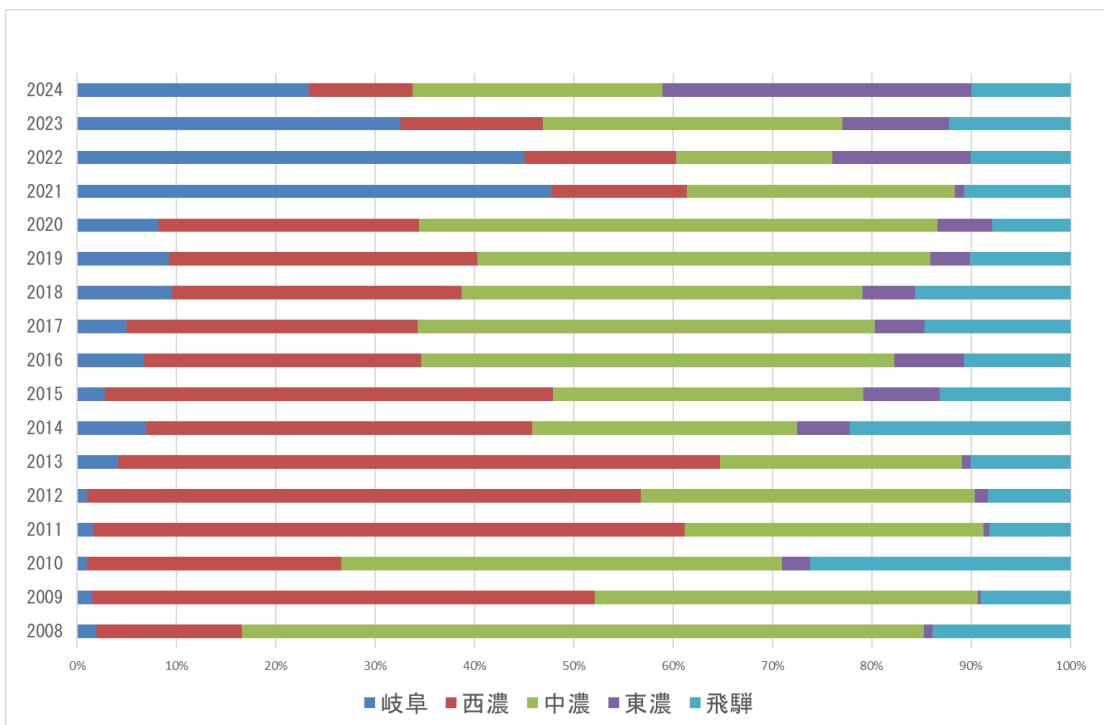
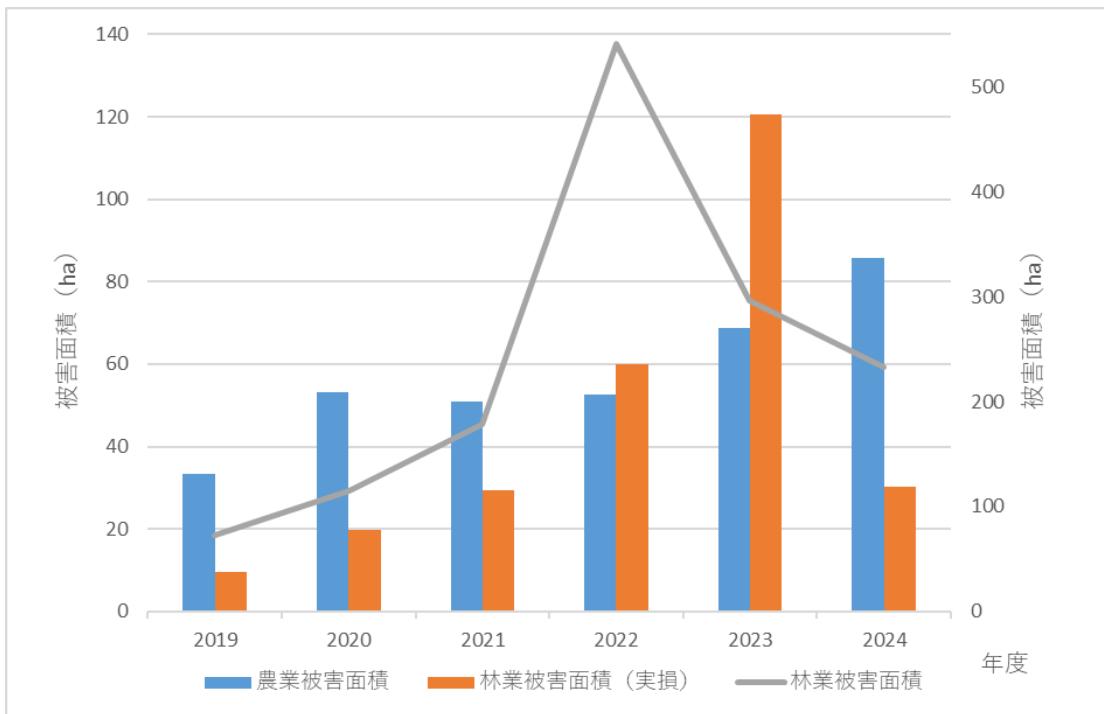


図 7 農業被害金額の圏域別割合の推移(2008(平成 20)～2024(令和 6)年度)



② 自然生態系等への影響

農林業被害だけでなく、森林下層植生(草本類、ササ等)が食害により衰退しており、生物多様性の保全、希少植物の保全を図っていく観点から生態系被害としても問題となっている。森林下層植生の衰退状況は、図9～12のとおりであり、県西部は図4であったように、かつてより生息密度は低下傾向だが、それでも著しく生息密度が高い状況のため、下層植生の衰退が進行し、拡大している。県中部は、生息密度は下がってきてているものの、下層植生の回復傾向は確認できない。また、南東に下層植生の衰退が拡大しており、注意が必要である。県東部は、他地域よりも下層植生の衰退度はそれほど高くないが、局所的には衰退度が高い地域がある。また、県中部や隣接する愛知県からのシカ侵入による影響についても注意が必要である。県北部は図4であったとおり、生息密度が他地域と比べてそれほど高くないこともあって、下層植生の衰退は進行していない。ただし、局所的には衰退が進行しているため、集中的にシカが利用するエリアについては、注意が必要である。

なお、人身事故、生活環境被害や感染症等の被害については、統計値としてはまとまつていない。

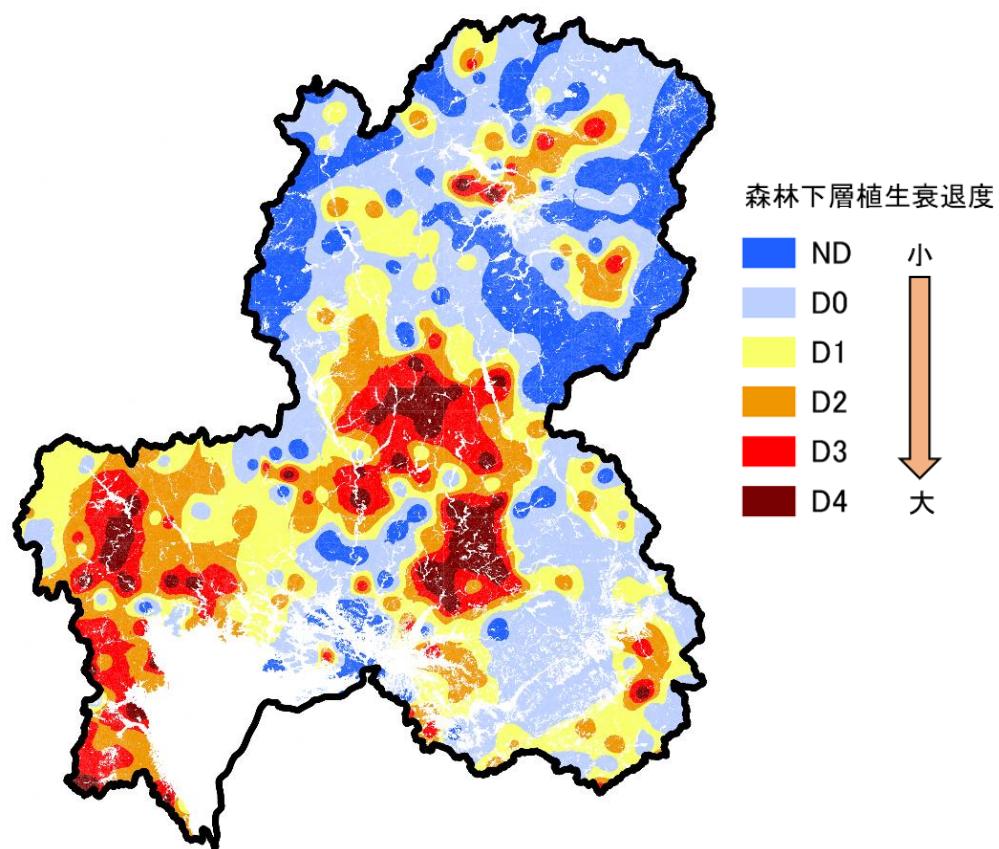


図9 森林下層植生衰退度(2024(令和6年)年度)

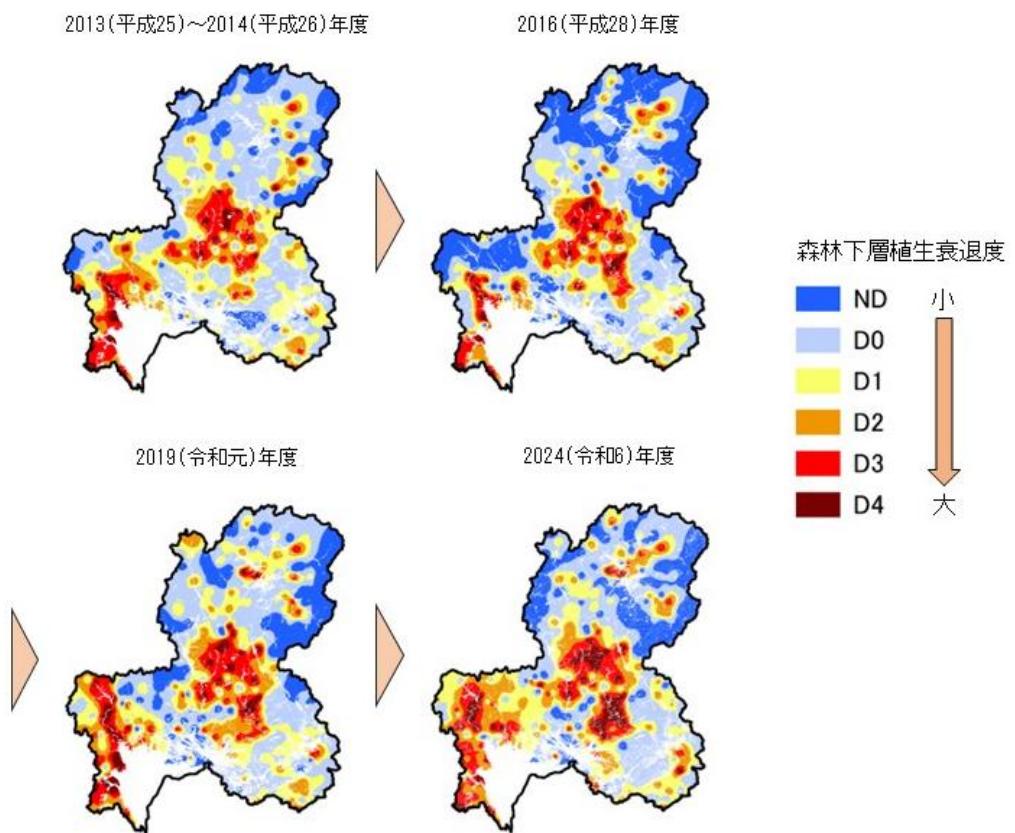


図 10 森林下層植生衰退度のランクの変化(2013(平成 25)～2024(令和 6 年)年度)
県内 375 地点の森林下層植生衰退度調査 (Shrub-layer decline rank : SDR)

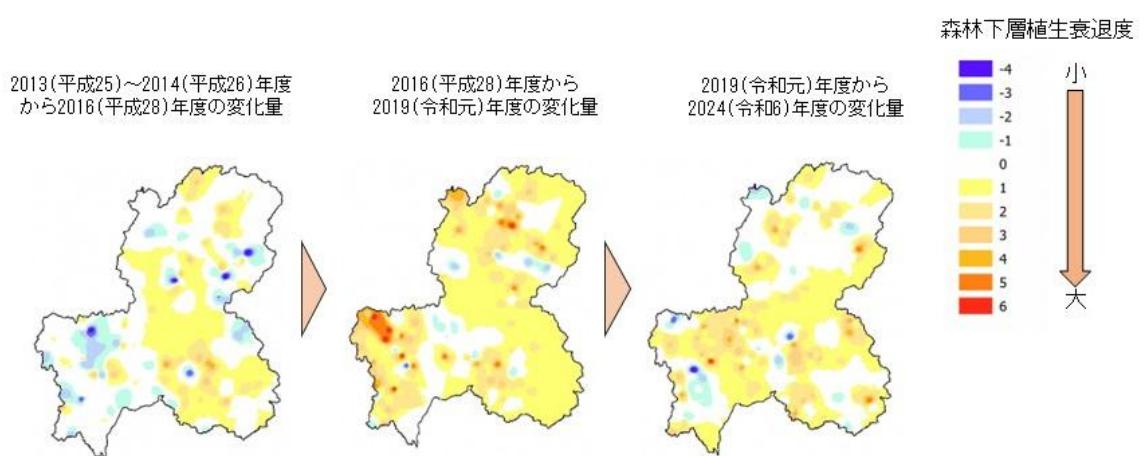
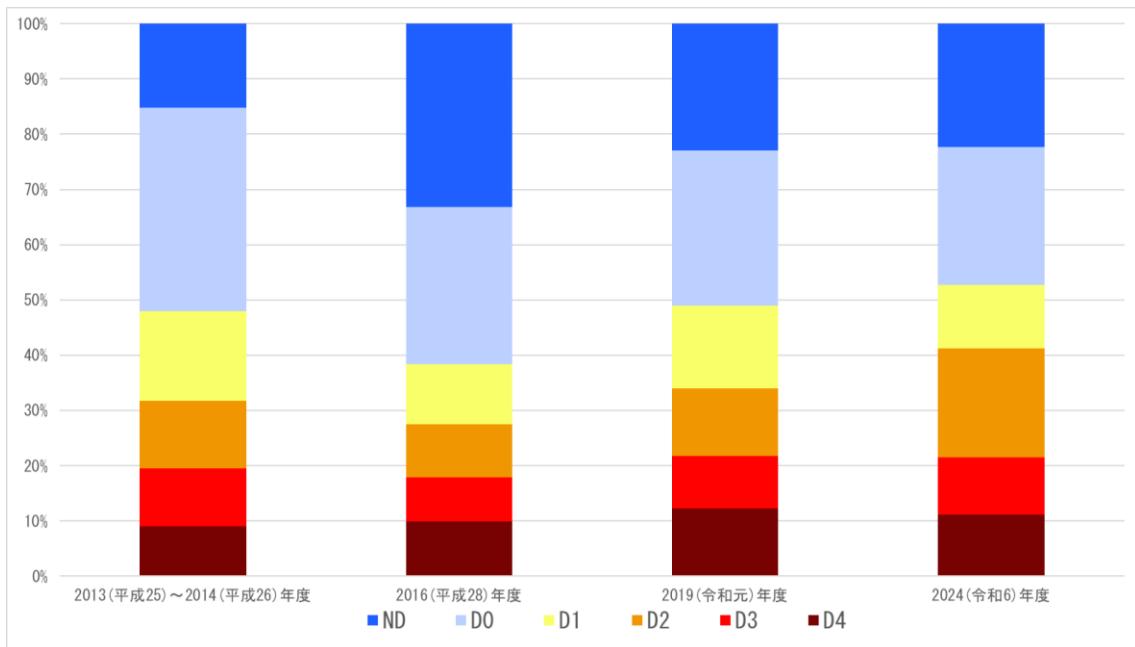


図 11 森林下層植生衰退度のランクの変化量(2013(平成 25)～2024(令和 6 年)年度)



ランク	2013(平成 25) ~ 2014(平成 26) 年度	2016(平成 28) 年度	2019(令和元) 年度	2024(令和 6) 年度
ND	61	135	90	88
D0	147	116	110	99
D1	65	44	59	45
D2	49	39	48	78
D3	42	33	37	41
D4	36	40	48	44
合計	400	407	392	395

図 12 森林下層植生衰退度のランク変化割合の推移(2013(平成 25) ~ 2024(令和 6 年) 年度)

6 これまでの取組と評価

(1) これまでの取組

シカの個体数を早期に減少させるため、捕獲に係る各種補助事業等により支援してきた。特に、2012(平成 24)年度から導入された「清流の国ぎふ森林・環境税」や、被害防止捕獲に対する国交付金(鳥獣被害防止総合対策交付金)事業の活用により、捕獲目標の達成を目指した。また、シカによる農林業被害を減少させるため、防護柵の設置等による被害防除、農地周辺の緩衝帯整備等による生息地管理を実施してきた。

(2) 評価と課題

前回の計画である、第3期計画に記載した管理の目標について、以下のとおり評価した。

① 個体数の安定的な維持

シカの個体数は十分に減少させられておらず、また、絶滅の危機は生じていない。

(i) 生息密度を 3~5 頭／km²まで減少させ維持する

目標の達成のために必要な調査が十分に実施されなかった。また、捕獲事業等の効果検証にも課題があり、事業の設計、事業評価手法等の拡充が求められる。

(ii) 個体数を 2014(平成 26)年度推定数(115,028 頭)の半減(約 58,000 頭)にする

減少しているものの、半減には至っていない。個体数推定にかかる調査方法(絶対密度調査・広域密度調査等)についての計画性や拡充も求められる。

(iii) 現状の分布域からの拡大を抑制する

分布域は拡大しており抑制されていないため、さらなる捕獲圧の向上等が求められる。農林業被害等が継続し、県西部においてシカの生息密度が高密度で維持され、シカの増加抑制及び森林への影響の防止の目標を達成していない。

② 生態系への影響軽減

森林下層植生衰退度 D1～D2 の地域を減少させることについて、シカの生息密度は、捕獲を実施している場所では低下傾向であると推測されるが、シカの影響による森林下層植生の衰退は継続している。図 12 のとおり 2019(令和元)年度の調査では、D1～D2 の割合が約 27%だったものが、2024(令和 6)年度には約 31%と約 4%増加しており、目標を達成していない。

③ 農林業・生活環境等への被害軽減

2025(令和 7)年度の農業被害額を、2014(平成 26)年度の 57,768 千円から半減させるとの目標について、2024(令和 6)年度は 60,699 千円と、2,931 千円増であり、全体として被害額は半減(目標: 約 28,500 千円)しておらず、目標を達成していない。

7 管理の基本的な考え方

(1) 当面の間、環境省・農林水産省の示す個体数の半減目標と、森林生態に影響を及ぼしにくいといわれる生息密度(3~5頭／km²)を鑑み、2011(平成23)年度の推定個体数90,328頭(中央値)を、2030(令和12)年度までに約45,000頭へ減少させる(当県の森林面積で試算すると、適正個体数は約25,876~43,127頭)。

なお、今後実施するモニタリング調査等によって科学的知見が得られた場合は、生息密度指標設定等の見直しを行う。

(2) 農林業被害軽減のため、各種補助金等を活用して防護柵等の鳥獣被害防護施設をより一層拡充していく。

(3) 被害の軽減と個体群の保全の両面から、適切な狩猟に関する規制や被害防止捕獲の推進、生息環境管理、森林下層植生の衰退度の把握も含めて被害軽減に必要な対策等を示した「事業実施計画」を年度別に策定する。

8 管理の目標

(1) 生息密度の適正管理

下記(2)、(3)の目標を達成するために個体数を約45,000頭にする。

生息状況に応じて捕獲目標を年度別の事業実施計画に定め、方策に取り組む。

2011(平成23)年度推定個体数： 90,328頭(中央値)

2024(令和6)年度推定個体数： 115,766頭(中央値)

2030(令和12)年度目標個体頭数： 約45,000頭

(2) 農林業被害等の軽減

農林業被害の軽減のため、森林地域での個体数を減らすとともに、適切な防護柵や、緩衝帯の整備や管理、加害個体の捕獲等、被害防除に重点を置いた総合的な取組によって、市町村毎に集落の被害状況を把握(モニタリング)し、被害の大きい集落を減少させる。

また、人身事故や感染症等の生活環境被害の軽減に取り組む。

(3) 森林下層植生衰退の進行防止

約50%の調査地点で森林下層植生衰退の進行を防止する。

9 目標を達成するための施策

(1) 個体数の管理

狩猟、被害防止捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業によって、シカの捕獲を積極的に推進し、個体数を減少させる。

なお、以下①～④の捕獲の実施に当たっては、捕獲の目的やそれに伴う捕獲範囲、わなの設置位置を明確にし、錯誤捕獲の防止に努めるものとする。

また、ほぼ県全域においてツキノワグマやニホンカモシカが目撃されていることから、錯誤捕獲を防止するため、ツキノワグマやニホンカモシカがかかりにくい形式のくくりわなを使用するよう努める。加えて、撒き餌により誘引し、わなで捕獲する場合には、ツキノワグマやニホンカモシカを誘引しないよう、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意するとともに、わなを稼働させる前にその周辺の痕跡を十分に確認することとする。

【参考】捕獲区分の基本的枠組み

分類	捕獲区分			
	狩猟 (法第11条、登録狩猟)	許可捕獲(法第9条、鳥獣の管理) 被害防止捕獲 (被害防止目的)	個体数調整 (数の調整目的)	指定管理鳥獣捕獲等事業 (法第14条の2)
目的	個人目的(レジャー、肉、毛皮の取得等)	農林業被害等の防止		生息数または生息範囲の抑制
対象鳥獣	狩猟鳥獣 (卵、ひなを除く)	鳥獣及び卵	第二種特定鳥獣	指定管理鳥獣 (シカ・イノシシ・クマ類)
実施時期	狩猟期間	許可された期間(通年可能)		事業実施期間
実施主体	狩猟者	市町村等	都道府県、市町村	都道府県、国の機関
捕獲の担い手		許可された捕獲者(農家、捕獲団体等)		認定鳥獣捕獲等 事業者等
担い手区分	狩猟者(ハンター:Hunter) 個人目的の狩猟(Hunting)を行 う一般狩猟者	捕獲者(カラー:Culler) 駆除や間引き(Culling)を行う捕獲従事者		

① 狩猟

(i) 狩猟期間の延長

狩猟による捕獲圧を高め生息密度の低減を図るため、法第14条第2項の規定を適用し、下記(ア)～(ウ)の期間及び獵法で狩猟を行う場合に限り、狩猟期間を11月1日から3月15日まで延長する。

(ア) 11月1日(開始日を早める場合は10月15日)から11月14日までの獵法

入山者への配慮のため、法第12条第2項の規定を適用し、シカを対象としたわな獵以外を禁止する。ただし、わなで捕獲された個体の止めさしに限り、銃の使用を認める。

(イ) 2月16日から3月15日までの猟法

法第12条第2項の規定を適用し、シカを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。ただし、入山者や希少鳥獣の繁殖活動への配慮のため、わな猟を推奨する。

(ウ) 11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月15日までのわな猟

法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは使用を避けることとする。また、わなの設置によりツキノワグマを誘引することにつながらないよう、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意することとする。

(ii) 休猟区内における狩猟の特例

農業被害等軽減のための個体数管理を推進するため、法第14条第1項の規定を適用し下記(ア)～(ウ)の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、県内で指定されるすべての休猟区で狩猟ができることとする。なお、計画策定時点で休猟区の指定はない。

(ア) 11月1日から11月14日までの猟法

法第12条第2項の規定を適用し、シカを対象としたわな猟以外を禁止する。ただし、わなで捕獲された個体のとめさしに限り、銃の使用を認める。

(イ) 2月16日から3月15日までの猟法

法第12条第2項の規定を適用し、シカを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。

(ウ) 11月1日から3月15日までのわな猟

法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは使用を避ける。また、わなの設置によりツキノワグマを誘引することにつながらないよう、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意することとする。

② 被害防止捕獲

被害防止捕獲は加害個体の排除を目的として実施されるものであり、農林業被害等の軽減に直接的に効果を發揮する捕獲である。

よって、被害状況をモニタリングしつつ、被害地内又は被害地近辺での加害個体や繁殖可能個体(特に成獣のメス)の捕獲を実施し、捕獲の失敗による将来的な捕獲機会の損失(スレ)防止についても努めるものとする。

なお、岐阜県にあっては、シカを含む主な鳥獣の被害防止捕獲の許可に係る権限は、知事から市町村長に移譲されている。そのため、被害防止捕獲は、市町村が被害状況や生息動向のモニタリング調査等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下「鳥獣被害防止特別措置法」)第4条に基づく被害防止計画を策定及び改定し、実施する。

③ 個体数調整

個体数調整は、個体群の個体数を減少させることにより、間接的に農林地への被害を減らそうとするものである。直接的に個々の農林地の被害防止に機能するものではないため、生息動向をモニタリングした上で、広域的かつ計画的に実施する必要がある。また、個体数調整実施者は、捕獲効率(CPUE)及び目撃効率(SPUE)等を収集し、推移を分析する。

※捕獲効率(CPUE)：捕獲頭数／捕獲努力量、目撃効率(SPUE)：目撃頭数／出獵人日数

④ 指定管理鳥獣捕獲等事業

県が実施主体となって行う管理捕獲について、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する。実施に際しては、下記のいずれかを条件として、事業の具体的な内容について指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定める。

- ・ 当該地域の生息密度がきわめて高いこと。
- ・ 農林業被害、生活環境被害が深刻もしくは森林下層植生の衰退が見られること。
- ・ 市町村による被害防止捕獲だけでは不十分であり、さらなる捕獲の取組が必要なため、地元住民及び狩猟団体から事業実施要望があること。

(2) 被害防除

① 防護柵の設置

複数の農林地を囲うことや集落全体を囲うことなど、効果的な設置場所と維持管理の方法等を検討し、地域の合意を形成した上で設置することが望ましい。なお、防護柵の設置箇所においては、わな等を一体的に整備し、被害防除効果を高めるようする。

また、植林地における防護柵の効果的な設置等によって、食害やツノ研ぎ等による被害を防止する。

② 防護柵の維持管理

効果的な維持管理のため、適切な設置及び維持管理の普及を図る。

防護柵の侵入防止効果を発揮するためには、普段から適切に維持管理を行う必要がある。特に、作付期や収穫期は被害が発生するため、防護柵の維持管理に注意する必要がある。しかしながら、農林作業等の繁忙期でもあるため、地域ぐるみで取り組むなど、事前に役割分担を合意形成して実施することが望ましい。

植林地等に設置した防護柵についても、降雪対策や、倒木等による破損箇所の早期補修により、侵入防止効果が十分に得られるよう努める。

(3) 生息地管理

森林は、シカだけでなく野生鳥獣全般の生息地域でもあるため、生物多様性の保全を十分考慮し、里山林での間伐などを実施する。

① 農地及びその周辺、集落周辺の管理

農地は人間の生産活動を優先させる地域として位置付け、シカをできる限り排除する。また、農地及び集落周辺については、シカの生息域と人の生活圏の緩衝地帯(バッファーゾーン)として、シカが定着しにくい環境を作り出すことを基本とする。

② 誘引物の適切な管理

放棄果実、農地に放置したクズ野菜、水稻のひこばえなどの存在は、シカを人の生活圏に呼び寄せる誘引物(エサ)となるため、容易に誘引物にありつけないよう適切に処分するよう努める。

(4) 担い手の育成・確保

個体数管理の担い手となる捕獲者を育成・確保していくため、長期にわたる捕獲者としての役割が期待される、主に若年層の新規狩猟免許取得者を増やす取組を実施する。

具体的には、狩猟免許制度の周知に努めるとともに、狩猟免許取得を促進するための講習会や、セミナー等を毎年度開催する。

狩猟免許取得に際しては、受験機会拡充のための休日開催や、学生を対象とした受験料の割引制度による支援を行い、狩猟免許を取得した者に対しては、安全な捕獲技術の習得のため、狩猟事故等を防止するための研修会を開催する。

また、狩猟者(ハンター)を捕獲者(カラー)にするための研修会等を開催する。さらには、被害防止捕獲の体制の持続性、より被害抑制に貢献する効率的で安全な捕獲技術と体制を地域の捕獲者と試験し、被害防止捕獲の適正化を進める。

10 その他管理のために必要な事項

(1) モニタリング等の調査研究

① 生息状況調査

県全域(5 kmメッシュ単位)の捕獲数並びに目撃効率及び捕獲効率について、出猟カレンダーの分析、センサーカメラ及び痕跡調査等を行う。また、これらの結果から生息密度等の推定を実施する。

(i) REST 法調査(Random Encounter and Staying Time 法を用いた自動撮影カメラ調査)

指標となる場所について、REST 法調査を実施し、年次変化を把握する。

(ii) 野生動物広域カメラモニタリング(WiLCaM)

県と岐阜大学が共同設置している岐阜県野生動物管理推進センターにおいて、県内の森林の 100 地点に設置した自動撮影カメラによる調査を実施する。

(iii) 出猟カレンダー調査

捕獲者や狩猟者の協力のもとに、出猟カレンダー調査を実施し、分布域及び生息密度の年次変化を調査する。

② 被害調査

県及び各市町村において、被害作物の種類、被害面積、被害量及び被害金額等並びに、被害樹種、被害面積及び実面積等の調査を毎年度実施する。

(i) 農林業被害調査

農政・林政部局が実施する、被害面積等の聞き取り調査によって、被害状況を把握する。また農業共済の被害データ等も活用する。

(ii) 林業被害現地調査

林業被害調査を継続して実施するとともに、森林下層植生への食害が激しい地域は生態系への影響も含めて調査を行う。

(iii) 集落アンケート調査

野生鳥獣による被害状況、生息状況及び対策の実施状況を把握し、今後の対策の基礎資料とするため、県内全域の集落を対象として、集落アンケート調査を実施する。

(2) 計画の実施体制

県、市町村、狩猟者団体及び農業協同組合や森林組合等の関係機関並びに農家等住民との密接な連携のもと、下記のそれぞれの役割に留意の上、当計画の目標を達成するための施策を推進する。隣接する各県とも生息情報の共有を行うなど円滑な連携に努める(図 13)。

また、生息及び被害状況や捕獲状況等を適切に把握し、毎年度のモニタリングによって、当計画に基づいた年度別の事業実施計画を市町村と連携して県が作成する。計画の効果やモニタリングの結果については、その後の計画にフィードバックする体制を確立し、必要があれば当計画を見直し適切な対策を実施する。

① 県が果たす役割

県は、次の項目に留意し、当計画の改定、各種管理施策やモニタリングの実施・評価、市町村等関係者との協力体制の構築等を推進する。また、シカの生息分布が広域に確認され、今後の拡大が懸念されることから、国関係機関や隣県との連携体制についても検討する。

(i) 計画の改定等

学識経験者、専門家、行政機関、利害関係者により、個体数の管理の現状や被害防除状況、モニタリング調査結果等の検討を行い、計画を改定する。また、岐阜大学、岐阜県野生動物管理推進センター等の専門機関と連携し、生息動向、被害防止対策等に関する調査・研究を行い、その成果を計画の改定や施策の実施に反映させる。

(ii) 施策の実施

生息動向(生息域、個体数、生息密度等)を踏まえた科学的に効果的・効率的な個体数の管理を行うとともに、被害発生状況等も踏まえた適正かつ効率的な被害防止捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業及び個体数調整を実施する。加えて、若年層の狩猟免許所持者の拡大を図り、捕獲者の確保に努めるとともに、効率的な捕獲技術の研究、継承に努める。

(iii) 錯誤捕獲の防止に向けた取組

錯誤捕獲の防止のため、発生時の状況を詳細に把握するよう情報収集体制を強化する。

(iv) 市町村等関係者との協力体制の構築

岐阜大学、岐阜県野生動物管理推進センター等の専門機関と連携し、生息動向、被害発生状況、施策実施の成果等を調査及び研究し、市町村、捕獲実施団体等に対する助言を行う。

(v) その他

目標を達成するための施策の実施に必要な補助制度の検討、創設、拡充及び国に対する要望を行う。

② 市町村に期待する役割

(i) 計画の策定・改定

鳥獣被害防止特別措置法第4条の規定に基づく鳥獣被害防止計画等を策定・改定する。

なお、策定・改定に当たっては、個体数の推定や分布状況の把握のために必要な捕獲情報(頭数、性別、位置、努力量など)等について情報収集するとともに、シカによる被害発生状況を集落アンケート等によって詳細に把握する。

(ii) 施策の実施

個体数の管理、被害防除、被害を防止するための生息地管理及び担い手の育成・確保を実施する。また、鳥獣対策専門員の配置に努めるとともに、鳥獣被害対策専門指導員、自然保護員、農業普及指導員、林業普及指導員及び地域森林監理士等と連携し、集落ぐるみでのシカの被害防除技術の普及と指導を進める。

(iii) 錯誤捕獲の防止に向けた取組

捕獲事業等における錯誤捕獲の未然防止に努めるとともに、発生した場合には、詳細な状況を関係機関に報告する。

(iv) 県への協力

シカの生息動向を把握し、個体数の推定や分布状況の把握のために必要な捕獲情報(頭数、性別、位置、努力量など)等について情報収集の上、県に報告するとともに、県が実施するモニタリング調査に協力する。

(v) その他

シカの市街地への出没による人身事故等の発生を想定し、平時から関係機関(警察、消防、猟友会、自治会、県等)との連携、意識共有を図る。

③ 捕獲者に期待する役割

- (i) 正確な捕獲情報、目撃情報を県や市町村に提供する。
- (ii) 被害防止捕獲、個体数調整、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する場合は、その捕獲行為の社会的意義を理解し、事業実施者の指示に基づき、積極的かつ効果的な捕獲に努める。
- (iii) 錯誤捕獲の未然防止に努めるとともに、発生した場合には、詳細な状況を事業実施者に報告する。
- (iv) 野生鳥獣の捕獲に詳しい者として行政が実施する被害防止対策等に協力し、地域住民に対しても、正しい知識の普及に努める。

④ 農業者、農業協同組合等に期待する役割

- (i) 正確な被害情報、目撃情報を県や市町村に提供する。
- (ii) 自らが、農地や農地周辺の適正な整備と管理に努め、近隣、集落で連携し、一体となって被害発生の未然防止対策に努める。
- (iii) 県、市町村、農業協同組合等が実施する研修会等に積極的に参加し、野生鳥獣の生態、被害防除のための正しい知識、技術、補助制度について理解を深める。
- (iv) 被害防除技術の普及及び啓発、補助制度の活用方法などに関する講習会、説明会を開催する等、地域全体での被害防除を推進する。

⑤ 林業者に期待する役割

- (i) 正確な被害情報、目撃情報を県や市町村に提供する。
- (ii) 放置竹林、手入れ不足の里山林等がシカの住処となり、森林がシカの主な生息域になりうることを理解し、岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム等へ積極的に参加し、適切な対応を進めることで、人間の生活圏にシカが出没しにくい環境づくりに努める。

⑥ 県民に期待する役割

- (i) 正確な被害情報、目撃情報を県や市町村に提供する。
- (ii) 生物多様性の保全の視点から、シカの被害の実状、シカの個体数(群)の適正管理の重要性について理解を深める。

(3) 研究機関との連携

野生鳥獣の管理のためには、調査・解析技術の開発や生物学的基礎資料の集積、地域個体群の生態学的特徴の分析などが不可欠である。また、野生鳥獣の管理を進めていくためには、野生鳥獣に関する正しい知識や情報を地域へ普及し、地域住民が主体となって実践できる体制を作っていく必要があり、そのための人材の育成が必要となる。

県は、岐阜大学と共同設置している岐阜県野生動物管理推進センターと連携し、当計画を推進するために必要なシカの生態等の情報の収集や共有化に努め、現状の分析、管理技術向上、人材育成等を行う。

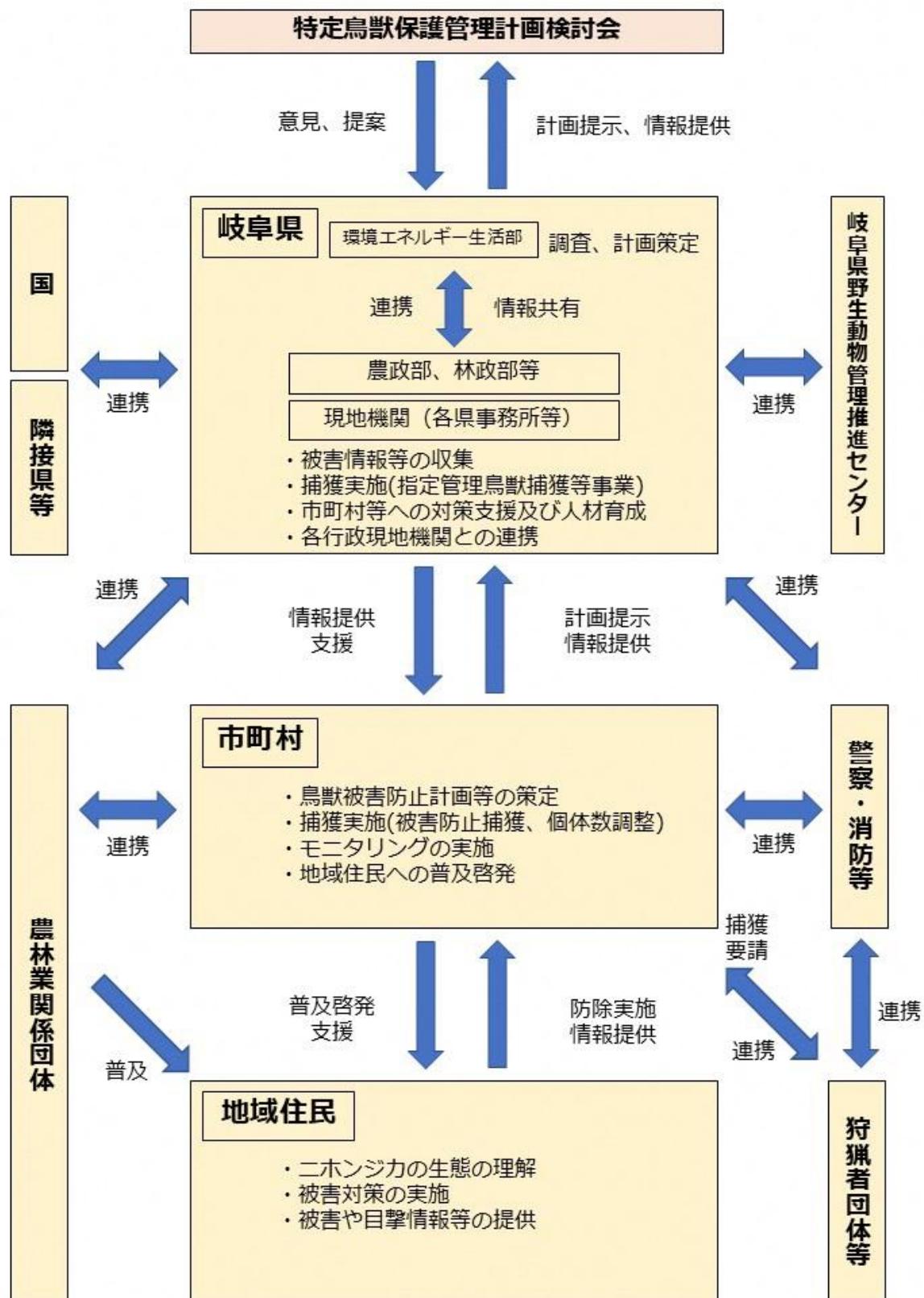


図 13 計画の実施体制